



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	音楽著作権管理事業における独占問題と独占禁止法の適用：独占的状态規制の適用可能性に関する研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	姜, 連甲
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11928号
Issue Date	2015-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59659
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Jiang_Lian_jia_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 姜 連 甲

審査担当者	主 査	准 教 授	中 川 晶比兒
	副 査	教 授	中 川 寛 子
	副 査	教 授	稗 貫 俊 文（北海学園大学教授）

音楽著作権管理事業における独占問題と独占禁止法の適用 －独占的状态規制の適用可能性に関する研究－

本論文は、音楽著作権等の管理事業（以下、「管理事業」という。）において、JASRAC と新規参入者との間で効果的な競争が実現されるためには、独占禁止法がいかなる手段を講じることができるかを検討したものである。管理事業が従来の許可制から届出制に変更された趣旨は、著作者等の権利者が自らの意思に基づき著作権等の管理方法や管理事業者を選択できるようにすることにあった。しかし依然としてそれが実現されていないのはなぜか、そしてそれを解消するためにどうすればよいか、が本論文で明らかにされる。

第1章で上記問題意識を述べた後、第2章では管理事業において既存事業者（JASRAC）の独占が維持される構造的理由として、間接のネットワーク効果とロック・イン効果を論じる。前者についていえば、権利者にとっては、音楽の利用者を多く抱える管理事業者を選ぶことが利益になるし、利用者にとっても、全ての支分権及び利用形態を管理でき多くの権利者から委託を受けている既存事業者を選ぶことが利益になる。これらは相乗効果を発揮し、JASRAC の地位を高める。第3章では管理事業者間の競争が実現されるために、独占禁止法の観点から考えられる4つのアプローチ（参入圧力に委ねるコンテストビリティ理論、私的独占規制、エッセンシャル・ファシリティ理論、独占的状态の規制）を比較検討し、独占的状态の規制を除く手法にはいずれも問題があるとする。第4章では独占的状态の規制（独禁法第8条の4）の発動要件である独禁法第2条第7項（独占的状态の定義規定）の解釈を再検討する。とりわけ第3号の「需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく」という要件については、管理事業にあてはめると、利用形態や支分権ごとに多くの価格や需給・費用が観念されうるため、文言通りの適用は困難であるとする。そこでこの文言を、独占的状态の規制が想定する弊害の徴表と解釈し直し、端的に競争が実質的に抑圧されているか否かを判断すれば足りるとする。このよ

うな解釈は、独占的状态の規制に関する立法過程の議論において繰り返示されていた。第5章では、管理事業に対して独占的状态の規制を適用した場合に具体的に命じられる競争回復措置を検討する。音楽著作物に関する権利者の利益が確保されることが、利用者市場にとっても競争を生むという立場に基づいて、権利者が管理事業者を選択できる機会の創出（補償付きで6年間の管理事業内容の変更）を競争回復措置命令の内容として提言する。対象となる支分権・利用形態は録音権等、出版権等、インタラクティブ配信の3つに限定される理由が示される。結びでは本論文の主要な内容が確認された上で、本論文で示された解釈が、他の事業分野（28分野）においても通用する可能性が試論的に検討されている。

本論文は、資料編を含めて本文146頁（約21万字）からなる労作であり、独占的状态の規制に関する近年では稀に見る本格的な研究といえる。独占的状态の規制は、私的独占の禁止等の典型的な独禁法規定とは異なり、競争が著しく活発でないことだけを根拠に、既存業者の高いシェアを減らすよう命じることができるため、最後の手段とされ、これまで発動されたことがない。比較法的な検討素材も乏しいため、極めて研究しにくい規定であった。本論文は、著作権等管理事業に焦点を当て、管理事業への適用を実験的に考察することにより、独占的状态の規制を現代的視点から蘇らせたものといえる。本論文の提示する要件解釈及び競争回復措置の具体的な提言は、いずれも大胆なものであるが、解釈においては立法史と体系的整合性に依拠し、競争回復措置においては管理委託業務において実際に必要なノウハウやネットワークの理解に基づいて提言を行うことにより、相応の説得力を持たせるものとなっている。特定産業の実態に関して労を惜しまず情報収集した研究として、また独占的状态の規制の立法過程に関する緻密な分析として資料的価値も高い。JASRACの独占の構造的な理由が、特定の契約形態よりも根深く広いものであるとの指摘は、今後も議論を呼びそうである。

他方で、本論文にはいくつかの改善すべき点も残されている。本稿では採用されなかった、独占的状态の規制以外のアプローチに対する理論的な検討はやや時代遅れか断片的な分析が散見される。競争回復措置の内容においては、その大胆さゆえに結論の導出が唐突すぎ、代替的手段や副作用など様々な要因を考慮した上で、提言内容が最善であることの分析が欠けているとの指摘があった。しかしながらこれらは公表までに改善可能か、今後の長期的な研究課題として取り組まれるべきものであって、本論文の価値を損なうものではないため、審査員全員一致で博士（法学）の学位を授与するに相応しいと判断した。